

保育所等冷房設備補助金の概要 (R4. 8)

1 対象施設

- (1) 認可保育所
- (2) 保育所型認定こども園
- (3) 幼保連携型認定こども園
- (4) 幼稚園型認定こども園
- (5) 地域型保育事業所

※分園を設置している場合は、本園と分園それぞれを 1 施設として補助します。

2 補助対象経費

熱中症対策を目的として、室温を下げる機能が備わっている冷房設備の新規設置に必要な経費とします。

【対象経費の例】

エアコン、クーラー、冷風機、冷風扇

【対象外経費の例】

扇風機、サーキュレーター

3 補助対象期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までに冷房設備の発注、納品及び支払いが完了するものを対象とします。

4 補助金額

1 施設あたり 1,372,000 円を限度として、対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の金額に 4 分の 3 を乗じた額を上限とします。

なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、その金額を切り捨てます。

【補助金額算出の例】

- (1) 1,000,000 円のエアコンを購入する場合
補助金額 = 1,000,000 円 × 3/4 = 750,000 円
施設負担額 = 1,000,000 円 - 750,000 円 = 250,000 円
- (2) 1,500,000 円のエアコンを購入する場合
補助金額 = 1,372,000 円 (補助上限額) × 3/4 = 1,029,000 円
施設負担額 = 1,500,000 円 - 1,029,000 円 = 471,000 円

5 補助要件

- (1) 本補助金は、各施設につき一度に限り交付するものとします。

- (2) 本補助金を活用して冷房設備を設置することができる部屋は、2号認定子ども及び3号認定子どもが専ら利用する部屋に限ります。なお、保育室等を1号認定子どもが利用する場合は、当該保育所等を利用する子どもの利用定員により2号認定子ども及び3号認定子どもの利用率を算出し、4に定める補助金額に乗じてください。

【対象となる部屋の例】

ほふく室、乳児室、保育室、教室等

【対象外となる部屋の例】

遊戯室（ホール）、事務室（職員室）、預かり保育室、一時保育室、子育て支援室等

※遊戯室（ホール）で子どもが食事を摂る等、子どもが専ら利用している事情があると判断できる理由がある場合は、対象となる部屋に含めることができます。

【利用率算出の例】

- (1) 2号認定子どもの利用定員が50名、3号認定子どもの利用定員が30名の保育所において、2号認定子ども及び3号認定子どもが利用する保育室に500,000円のエアコンを設置する場合

1号認定子どもが利用している保育室ではないため、按分の必要はありません。

$500,000 \text{円} \times 3/4 = 375,000 \text{円}$ が補助されます。

- (2) 1号認定子どもの利用定員が15名、2号認定子どもの利用定員が60人、3号認定子どもの利用定員が30名の認定こども園において、1号認定子ども及び2号認定子どもが利用する保育室に500,000円のエアコンを設置する場合

1号認定子どもが利用している保育室の場合は按分が必要となります。

$500,000 \text{円} \times 60/75 = 400,000 \text{円}$

$400,000 \text{円} \times 3/4 = 300,000 \text{円}$ が補助されます。

- (3) 1号認定子どもの利用定員が100名、2号認定子どもの利用定員が30名の認定こども園において、2号認定子どもが利用する保育室に500,000円のエアコンを設置する場合

1号認定子どもが利用している保育室ではないため、按分の必要はありません。

$500,000 \text{円} \times 3/4 = 375,000 \text{円}$ が補助されます。

※保育室等を利用する児童の状況により按分の有無を判断しますが、按分が必要となる場合は、保育室等を現に利用している子どもの利用率ではなく、保育室等を利用する子どもの認定区分ごとの利用定員を用います。

6 その他留意点

- (1) 本補助事業は、国の補助金を活用して実施するものです。現時点で国の補助要綱が発出されていないため、補助金額や補助対象経費等が変更となる可能性があります。
- (2) 本補助事業は予算の範囲内で実施するため、本補助金の活用を希望する施設が多数の場合には、1施設あたりの補助金額が上限額を下回る可能性があります。